

**求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項の重要なお知らせ**

令和3年7月以降に開講する訓練科の認定申請について、次のとおり、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」（以下「申請の留意事項」という。）、「求職者支援訓練の認定基準等について」（以下「認定基準」という。）、の修正を行いました。

※具体的な相談・申請・スケジュールについては、各都道府県支部までお問い合わせください。

**主な変更内容等**

**職業訓練サービスガイドライン研修に係る受講要件の適用猶予について**

民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の受講要件については、訓練を実施する事業所（申請職業訓練を行う施設）において、申請職業訓練を申請する日において有効な受講証明書を有する者が在籍していることを要件としておりましたが、令和3年5月13日から令和3年9月末まで適用を猶予することになりました。

**【該当箇所】**

「認定基準」4(18)、「申請の留意事項」第6 2. (3) ㉔